

○桐生市民活動応援サービス「ゆいねっと」運用要綱

(令和4年4月1日施行)

(目的)

第1条 この要綱は、LINE株式会社が運営するインスタントメッセージサービスにおいて開設する桐生市民活動応援サービス「ゆいねっと」(以下「本サービス」という。)を運用するために必要な事項を定めることを目的とする。

(運営管理)

第2条 本サービスの運営主体は桐生市とし、運用管理は地域づくり課が行う。

2 本サービスはLINE株式会社が運営するインスタントメッセージサービスにおける「LINE公式アカウント」を利用するものとし、アカウント名は「ゆいねっと」とする。

(運営主体の明示)

第3条 市は、第三者によるなりすまし等による誤情報の流布を防ぐため、本サービスを市ホームページに明示する。

(対象団体)

第4条 本サービスにおいて情報配信をできる団体は、桐生市内で活動する市民活動団体、公共的団体及びそれに準じる団体(以下「市民活動団体等」という。)とする。

(市ホームページ掲載申請)

第5条 市民活動団体等は、市民活動団体桐生市ホームページ掲載申請書(様式第1号)を用いてホームページ掲載申請を行い、その情報を市ホームページに公開することを承諾しなくてはならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(配信申請)

第6条 本サービスで配信する情報は、市民活動団体等から申請があったもののうち、市の承認を得たものとする。

2 本サービスにおける情報配信の申請には、次に掲げる様式を用いる。

- (1) ゆいねっと(イベント・ボランティア)掲載申請書(様式第2号)
- (2) ゆいねっと(お知らせ)掲載申請書(様式第3号)

3 市が配信を承認する内容は、次のとおりとする。

- (1) 桐生市内で実施される市民活動に関するイベント情報
- (2) 桐生市内で募集されるボランティア情報
- (3) 市民活動に関する周知事項
- (4) その他市が必要と認める情報

(制限事項)

第7条 市は、市民活動団体等が申請した配信情報が次のいずれかに該当する場合は、予告なく申請の却下、内容の変更及び削除をすることができる。

- (1) 法令、本要綱その他規約等又は公序良俗に違反し、若しくは第三者の権利を侵害すると判断するもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 宗教及び政治的思想への勧誘を目的とするもの
- (4) 桐生市暴力団排除条例(平成24年桐生市条例13号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等が関与するもの若しくはそのおそれがあると判断するもの
- (5) その他市が不適切と判断するもの

(免責事項)

第8条 市は、本サービスの利用に関連して発生した利用者の損害について、当該損害が故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任も負わないものとする。

(管轄裁判所)

第9条 本サービスの実現に伴う紛争については、市の所在地を所管する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(本サービスの終了)

第10条 市は、予告なく本サービスを停止又は終了することができる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行日前においても行うことができる。